

米子市教育振興基本計画 基本施策の新旧対照版

※見開きの左ページは前期期間の基本施策を、右ページは後期期間の基本施策を載せており、変更箇所は網掛けをしています。

平成 2 9 年 1 月

米子市教育委員会

1 心を育む学びのあるまち

基本施策1-1 豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成

本市の子どもたちは、取り巻く環境の変化によって、生命尊重の心や自尊感情の希薄さ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識や人間関係を形成する力の低下などの傾向が見受けられます。また、そうした背景の中で起こる不登校やいじめ問題への対応が大きな課題です。

今まで以上に、感謝する心や感動する心、思いやりの心など豊かな人間性と社会性を育むとともに、自他の人格や生命を尊重して行動できる子どもたちを育てていく必要があります。

そこで、「生きる力」を培うために知・徳・体のバランスを保った子どもの育成を図るという視点で学校教育の施策を見直し、様々な分野の教育の充実に努めます。

【主な取組】

① 心の教育の充実

道徳教育の一層の充実を図り、豊かな体験活動を通して心豊かでたくましく生きようとする子どもの育成に努めます。

② 生徒指導の充実

多様化、深刻化する子どもの問題行動やいじめ、不登校に適切に対応するため、不登校・いじめ対策事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、心の教室相談員設置事業を継続して推進するとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となった生徒指導の充実を図ります。

③ 人権教育の充実

自他を大切にすると人権感覚あふれる子どもを育成するため、人権問題を自らの問題として自覚し、生活の中にある課題の解決を図っていく実践力を育てる人権教育を進めます。

④ 福祉教育の充実

家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などの実践活動を通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。

⑤ 進路指導の充実

「生き方」に関する指導を充実し、正しい職業観や勤労観を養うとともに、自分の進路を主体的に考え、選択できるよう進路指導の充実に努めます。

⑥ 環境教育の充実

環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題を解決するための能力の育成に努めます。

⑦ 健康教育の充実

心身ともに健康で安全な生活を送るため、健康や安全に関する基本的な知識の習得を図るとともに、体力向上のための適切な運動ができる能力や生涯体育への意欲と積極的な実践力の育成に努めます。

また、児童生徒の健康保持増進を図るため、健康に関する保健指導を行うとともに、定期健康診断を実施し疾病の予防や早期発見に努めます。

基本施策 1-1 豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成

「後期基本施策のポイント」

自他を尊重する態度の育成と児童生徒の自主的・自発的な活動を推進します。

少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景として、社会情勢や人々の価値観は大きく変化してきており、より一層、自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心など子どもたちの豊かな人間性を培う必要があります。

本市の児童生徒は、全国学力学習状況調査の結果を見ると人を大切にしたり、思いやりたりすることの大切さを十分に理解しています。また、地域社会の一員として自分の役割を果たしていきたいという意欲が高いです。

一方、人権学習に関する児童生徒意識調査を見ると、認め合うことを中心とした取り組みによる仲間づくりの成果は見られますが、すべての子どもの自尊感情が十分に高まっているとは言えないなどの課題も見られます。そこで、以下の取り組みの中で、自他を尊重する態度の育成と児童生徒の自主的・自発的な活動を小中学校が連携して推進し、「豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成」に努めます。

【主な取組】

① 心の教育の充実

思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や道徳教育の一層の充実を図るとともに、我が国や郷土の文化・伝統のすばらしさを認識し誇りを持てる学びの創造に努めます。

また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。

② 人権教育の充実

一人一人の存在を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを持てる教育の充実に努めます。

また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。

③ 生徒指導の充実

児童生徒の実態を的確にとらえ、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自発的な活動を推進します。

また、多様化、深刻化する子どもの問題行動やいじめ、不登校を未然に防ぎ、適切に対応するため、校内指導体制を一層充実させるとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となって生徒指導の充実に努めます。

④ キャリア教育の充実

児童生徒が将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、自分を見つめ、自分の適性について理解を深めたり、働くことの大切さや人の役に立つことの喜びを実感したりする系統的な学習活動の充実に努めます。

⑤ 環境教育の充実

環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題を自分と関係づけながら持続可能な社会の実現を目指し、よりよい環境づくりのために配慮した行動をとることができる実践力の育成に努めます。

基本施策 1－2 青少年の健全育成

子どもたちが豊かな社会性を身につけ、人として成長するため、学校教育以外の場でも友達を始め身近な人との心の交流や様々な体験活動を十分に行える機会の確保が必要となります。

引き続き、児童文化センターを有効に活用して、クラブ活動や子ども会活動など青少年団体の育成・支援事業を通して、青少年の健全育成や幅広い視野を持った次代を担う青少年の育成に取り組みます。

また、米子市子ども会連合会などの青少年団体と連携・協力しながら、新たなリーダー育成事業を引き続き実施して、その具体的な成果を地域の子ども会活動に提示・還元していくために、必要な支援をします。

さらに、青少年期に健全に成長し、成人となる門出を祝福するために、一人一人の心に残るような成人式を企画・開催します。

【主な取組】

① 児童文化センター運営事業

屋外のプレーパークなどを始めとする様々な体験活動をさらに工夫・充実させることにより、その楽しさ・魅力を子どもたちに分かりやすく伝えます。

② 小中学生国際交流事業

5か国程度の出身国籍の異なる青年を講師に迎え、クイズ、ゲーム、料理作りなどの体験を通して、国際理解を深める事業を継続します。

③ 新リーダー育成事業

米子市子ども会連合会が実施するリーダー育成事業について、今後とも適切な支援をします。

④ 成人式の企画・開催

成人となる門出を祝福するための成人式の開催に当たっては、子どもたちがふるさとに愛着と誇りを感じながら、様々な形で自ら進んでまちづくりに貢献するよう、新成人による実行委員会を組織して、成人式の企画・運営を行えるよう支援します。

基本施策 1－2 青少年の健全育成

「後期基本施策のポイント」

青少年団体と連携して子どもたちの活動を通じた交流や体験活動の充実を図ります。

子どもたちが豊かな社会性を身につけ、人として成長するため、学校教育以外の場でも友達を始め身近な人との交流や様々な体験活動を十分に行える機会の確保が必要となります。

引き続き、児童文化センターを有効に活用して、クラブ活動や子ども会活動など青少年団体の育成・支援事業を通して、青少年の健全育成や幅広い視野を持った次代を担う青少年の育成に取り組みます。

また、米子市子ども会連合会などの青少年団体と連携・協力しながら、新たなリーダー育成事業を引き続き実施して、その具体的な成果を地域の子ども会活動に提示・還元していくために、必要な支援をします。

さらに、新成人の門出を祝い励まし、大人としての自覚を促し、郷土を愛する心を育む成人式を企画・開催します。

【主な取組】

① 児童文化センター運営事業

クラブ活動や屋外のプレーパークなどを始めとする様々な体験活動をさらに工夫・充実させることにより、その楽しさ・魅力を子どもたちに分かりやすく伝えます。

② 小中学生国際交流事業

外国の自然・文化・歴史などへの理解を深め、国際感覚を醸成するような事業展開を行います。

③ 新リーダー育成事業

米子市子ども会連合会が実施するリーダー育成事業について、今後も適切な支援を行います。

④ 成人式の企画・開催

成人の門出を祝福するための成人式の開催にあたっては、大人としての自覚を促し、ふるさとに愛着と誇りを感じながら、様々な形で自ら進んでまちづくりに貢献するよう、新成人による実行委員会を組織して、成人式の企画・運営を行えるよう支援します。

基本施策 1－3 青少年団体の育成支援

青少年の健全育成のため、引き続き、青少年育成米子市民会議を始めとする青少年団体の活動充実の支援をします。

なお、活動内容が固定化する傾向や、指導者や育成者などの人材確保が困難な面があることで活動意欲の向上が図りにくい状況があるため、団体の活動のあり方について、各団体と一緒に考えて、活性化に取り組みます。

【主な取組】

① 青少年団体活動支援事業

青少年団体の活動に対し、助言や情報提供などを行うことによって自主的な活動の促進と、活動内容の充実に向けた支援を行います。

また、青少年育成米子市民会議などの事務局を担うことにより、団体活動を総合的に調整するなどの支援を行い、地域での子どもの見守り活動や健全育成活動の推進につなげます。

基本施策 1－3 青少年団体の育成支援

「後期基本施策のポイント」

青少年団体の活動充実を支援します。

青少年の健全育成のため、引き続き、青少年育成米子市民会議を始めとする青少年団体の活動充実の支援をします。

なお、活動内容が固定化する傾向や、指導者や育成者などの人材確保が困難な面があることで活動意欲の向上が図りにくい状況があるため、団体の活動のあり方について、各団体と一緒に考えて、活性化に取り組みます。

【主な取組】

① 青少年団体活動支援事業

青少年団体の活動に対し、助言や情報提供などを行うことによって自主的な活動の促進と、活動内容の充実に向けた支援を行います。

また、青少年育成米子市民会議などの事務局を担うことにより、団体活動を総合的に調整するなどの支援を行い、地域での子どもの見守り活動や健全育成活動の推進につなげます。

なお、関係団体の活動などについて、広く市民に理解されるよう広報することに努めます。

基本施策 1－4 青少年の非行防止

有害な物や情報の氾濫、地域社会の希薄化などの社会的な状況は、周囲の影響を受けやすい青少年が容易に被害にあったり、逆に加害者となる深刻な社会問題を起こしています。

そこで、社会全体で青少年の非行を防止し、温かく見守り育てるため、市内全域での少年指導委員による保護・指導活動や少年育成センターの取組を引き続き充実しながら、市民の活動の活発化と機運の醸成を図ります。

【主な取組】

① 少年育成センター運営事業

少年育成センターが主体となった補導活動や青パトによる巡回パトロールなどを行い、非行防止を推進するほか、少年指導委員に対する研修や関係機関との連携により、地域での健全育成と非行防止活動を総合的に推進します。

また、広報よなごや米子市ホームページなどの広報媒体を有効に活用し、広報啓発活動をより充実させて、市民の意識高揚に引き続き取り組みます。

基本施策 1－4 青少年の非行防止

「後期基本施策のポイント」

少年育成センターと関係機関の連携を深め、青少年の健全育成の機運醸成を図ります。

有害な物や情報の氾濫、地域での人間関係の希薄化などの社会的状況は、青少年が容易に問題行動に走る一方、被害に遭ったり、加害者となる社会問題を起こしています。

そこで、社会全体で青少年の非行を防止し、温かく見守り育てるため、少年育成センターの取り組みを引き続き推進しながら、市内全域での少年指導委員による指導活動の充実、さらには市民の取り組みの活発化と機運の醸成を図ります。

【主な取組】

① 少年育成センター運営事業

少年育成センターが主体となった街頭指導活動により非行防止を推進するほか、少年指導委員に対する研修や小・中高等学校の指導部会、警察など関係機関との連携強化により、地域での健全育成と非行防止活動を総合的に推進します。

不審者情報の収集、関係する学校、地域へのきめ細かな情報提供、さらには青パト巡回により、児童生徒の不審者被害の未然防止に努めます。

保護者や市民が主体的に青少年の健全育成及び非行防止、被害防止に取り組めるよう広報誌、各種パンフレットなどによる広報及び啓発に取り組みます。

また、「広報よなご」や「公民館だより」、米子市ホームページなどの広報媒体を有効に活用し、広報啓発活動をより充実させて、市民の意識高揚に引き続き取り組みます。

子どもたちのネット環境が変化する中、ネット対策の研修、啓発等に努めます。

2 学ぶ楽しさのあるまち

基本施策2-1 確かな学力を身につけた子どもの育成

これからの知識基盤社会（新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化を始め社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと）の時代を担う子ども一人一人の「生きる力」を育むためには、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲などの確かな学力の育成が必要です。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、米子市の子どもたちの学力はおおむね良好な状況にあります。しかしながら、基礎的・基本的な学力の定着に一部課題があるほか、習得した知識を活用する力をさらに伸ばすことや計画的な家庭学習の定着などの課題も見えてきました。

そこで、今後は、全教育活動を通して育む学力形成、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導、小中学校で連携した教育、家庭との連携などに取り組みます。

【主な取組】

① 基礎・基本の確実な定着と学力の向上を目指した学びの充実

反復練習やドリル学習を実施したり、小中連携による一貫した指導、家庭学習の手引きを利用して学習習慣を定着させたりして、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。

また、言語活動の充実した授業を積極的に行い、思考力、判断力、表現力の育成を図ります。

② 少人数学級編制の実施

小学校1、2年生を30人学級、中学校1年生を33人学級、それ以外の全ての学年を35人学級とし、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させ、学校生活へ円滑に適応させ、基礎学力を身につけさせるとともに、学力の向上を図ります。

③ 外国語活動・英語教育の充実

中学校英語指導助手（ALT）配置事業を継続して、小中5年間を見通したALTの計画的な配置を行い、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。

④ 特別支援教育の充実

ユニバーサルデザインの授業づくりを行い、誰にとっても学びやすい指導をします。児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、個別の支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

また、にこにこサポート支援事業を継続し、児童生徒への支援の充実を図ります。

⑤ 図書館教育の充実

読書の幅を広げ、質を高める指導の充実に努めるとともに、「朝の読書」の取組100%の継続や図書職員、司書教諭、地域読書ボランティアなどが連携し、表現力、コミュニケーション力の育成を図ります。

⑥ 教職員研修の充実

教育内容の研究のみならず、教育方法、評価のあり方、児童生徒理解の方法、教職教養など、教育の専門的知識と技能を高めるための研修に努めます。

⑦ 情報教育の充実

情報を適切に選択し活用する能力や情報モラルを育成するため、パソコン教室の設備を充実して、コンピューターや情報通信ネットワークの積極的な活用を図ります。

基本施策 2-1 確かな学力を身につけた子どもの育成

「後期基本施策のポイント」

小中一貫教育の視点に立った指導の中で、主体的・対話的な深い学びを取り入れた授業を推進します。

これからの知識基盤社会（新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化を始め社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと）を担う子ども一人一人の「生きる力」を育むためには、知識・技能や思考力・判断力表現力、学習意欲などの確かな学力の育成がますます必要となってきました。

本市の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、児童生徒の学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に一部課題があるほか、習得した知識を活用する力をさらに伸ばすことや計画的な家庭学習の定着などの課題も見られます。

そこで、小中一貫教育の視点に立った指導の中で、全教育活動を通じた学力形成、少人数学級編制の特性を生かした一人一人に応じたきめ細かな指導などに取り組んでいきます。

【主な取組】

① 学力の向上を図る学びの充実

反復練習やドリル学習の実施、中学校区による小中一貫した学習規律や学習形態の定着、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで基礎的・基本的な学力の定着を図ります。また、主体的・対話的な深い学びや問題解決的な学習を取り入れた授業を積極的に行うことで、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

② 特別支援教育の充実

ユニバーサルデザインの授業づくりを行い、「わかる」「できる」という実感を大切にした指導に努めます。また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、多様な学びの場の充実を図ります。さらに、障がいの有無にとらわれることなく、校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら、継続的な教育支援を行います。

③ 外国語活動・英語教育の充実

小学校の英語教科化を視野に入れ、米子市外国語指導助手（ALT）や地域人材、教育機器などの活用を図ります。また、小学校から中学校を見通した指導を行い、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、諸外国の多様な生活や文化を理解し尊重する態度を育成します。

④ 図書館教育の充実

学校図書館の利活用を図ることで、子どもたちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。また、朝読書や地域読書ボランティアなどと連携した本の読み聞かせなどの活動を通して、読書の喜びや楽しさを体感させるなど読書の幅を広げ、質を高める指導の充実に努めます。

⑤ 情報教育の充実

必要な情報を主体的に収集、処理、発信する能力の習得とともに、発達段階に応じた、より適切な情報とのつき合い方など、モラルに関する意識を高め、高度情報化社会に対応できる態度の育成を図ります。また情報端末などのICT機器や情報通信ネットワークを積極的に活用した授業実践に努めます。

基本施策 2-2 安全で安心な学校施設の改善

学校施設の中には、耐震性能が基準を満たしていない施設や老朽化により機能が低下した施設があります。児童生徒などの安全を確保し、防災拠点としての機能確保のため、緊急に整備・改修する必要があります。

引き続き、「米子市耐震改修促進計画」に基づき、最重要課題として取り組み、耐震化の緊急性が高い施設から順次整備します。

また、老朽化の進んだ学校施設の改修を行い、施設の機能回復を図ります。

【主な取組】

① 学校施設耐震補強・改築事業

大地震時において児童生徒などの安全を確保し、地域住民の緊急避難場所としての機能を維持するため、構造耐震指標（Is 値）が基準を満たない学校施設の耐震補強・改築工事を実施し、耐震化率 100%を目指します。

② 学校施設整備（改修）事業

施設の中で、児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、施設を維持する上で必要なものの順に、老朽度や各学校の状況などを比較検討しながら、緊急性の高いものから整備をします。

基本施策 2-2 安全で安心な学校施設の改善

「後期基本施策のポイント」

大規模改修等を推進し学校施設の改善を図ります。

平成28年度で、市内の小中学校及び特別支援学校の構造体の耐震化が終了しましたので、後期の主な取組として、非構造部材の耐震化に努めます。

また、米子市公共施設等総合管理計画を踏まえ学校施設に関する長寿命化計画を策定し、大規模改修を実施するほか、老朽化の進んだ学校施設の改修を行い、施設の機能回復を図るとともに児童生徒の学習環境の改善について必要に応じた空調機器等の整備に努めます。

【主な取組】

① 学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化

老朽化が進行している学校施設の大規模改修を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。また、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、非構造部材の耐震化に努めます。

② 学校施設整備（改修）事業

施設の中で、児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、施設を維持する上で必要なものの順に、老朽度や各学校の状況などを比較検討しながら、緊急性の高いものから整備を行います。

基本施策 2-3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

教育環境の充実や施設のバリアフリー化と長寿命化に際して、環境に配慮した施設整備を計画的に推進します。

【主な取組】

① 学校施設維持管理事業

照明のLED化、熱交換又は遮熱塗料の採用、木質系建材の利用など、省エネや環境負荷の少ない方策により、学校施設の維持管理を行います。

② 下水・農業集落排水接続事業

供用開始となった区域の学校施設の排水を処理施設に接続し、環境負荷を軽減する施設整備を実施します。

基本施策 2-3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

「後期基本施策のポイント」

環境に配慮した施設整備の推進を図ります。

学校施設の約8割が築25年以上経過しており、全体的に施設の老朽化が進んでいます。また、障がいのある児童生徒の学習環境としては、施設整備の必要が生じた場合に、多目的トイレやスロープ、手すり等の整備を実施して必要な対応をしていますが、必要が生じた場合での対応に留まっており、施設全体としては充分といえる状況ではありません。

近年、学校教育においては、総合的学習等で、高齢者や障がい者との交流活動を実施する際に、バリアフリーなどの施設整備の対応が求められています。また、環境に配慮した取り組みとしては、施設の改修時等を捉えLED化等、省エネルギー対応に努めていますが、今後、より一層の整備が必要です。

このような状況から、教育環境の充実や施設のバリアフリー化と長寿命化に際して、環境に配慮した学校施設整備を計画的に推進します。

【主な取組】

① 学校施設維持管理事業

照明のLED化、熱交換又は遮熱塗料の採用、木質系建材の利用など、省エネや環境負荷の少ない方策により、学校施設の維持管理を行います。

② 学校施設のバリアフリー化事業

障がいのある児童生徒が支障なく学校生活を送るための整備に努めていきます。また、学校施設は、災害時の避難所としての役割があり、高齢者、障がいのある人のみならず、ケガ人等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るため、スロープ等の未設置施設の解消に努めます。

③ 下水・農業集落排水接続事業

今後、供用開始となる区域の学校施設の排水を処理施設に接続し、環境負荷を軽減する施設整備を実施します。

前期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-4 学校のICT環境の整備

「後期基本施策のポイント」

ICT機器の整備を進め学習環境の充実を図ります。

学校活動のあらゆる側面へICT機器の積極活用を図るよう国より指針が提示されています。

また、ICT機器の利用が児童生徒の学習への興味関心を高め、教え合い学び合う協働学習にも有効と考えられることから、段階的にインフラ、ICT機器の整備を行い、併せて学校業務支援システムの導入と活用により、教育の情報化の推進を図ります。

【主な取組】

① インフラ整備事業

市役所と学校間のインターネット回線の高速化及び学校内の有線LANの整備等のインフラ整備を行います。

② ICT機器整備事業

教職員が学校業務を行う上で支障が出ないように、老朽化の進んでいる校務用のパソコン等の更新を行うほか、タブレット端末の整備を進め、興味関心を高め授業内容の幅を広げ、児童生徒の学習環境の充実を図ります。

③ 学校業務支援システム導入事業

県内統一の業務支援システムを導入し、円滑なシステム利用により校務の効率化を図ります。

前期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-5 通学路の安全確保

「後期基本施策のポイント」

児童生徒が安全に安心して通学するため関係機関が連携して安全対策の推進を図ります。

本市では、平成26年8月に通学路の安全対策を推進することを目的として、米子市通学路交通安全プログラムを策定し、児童生徒の安全確保に努めていますが、通学路は道路事情の変化や、児童生徒の住所などにより毎年度危険箇所の見直しが必要となることから、安全点検で把握した危険箇所について、関係機関と連携して継続的に安全対策を講じていく必要があります。

そのため、児童生徒が安全に安心して通学するため、米子市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し通学路の安全確保を図ります。

【主な取組】

通学路の安全確保において、各学校で通学路の安全点検を行い、米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。

- ① 米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会の開催と合同点検の実施
- ② 危険箇所における安全対策の実施と効果把握による対策の改善・充実

基本施策 2-4 学校図書館の充実

心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもの育ちを支える重要な拠点であり、貸出冊数は10年前と比較し、約3.5倍に伸びており、子どもたちの読書量は増えています。しかし、多くの本を読む子とほとんど読まない子の二極化が課題となっています。

そこで、本の読み聞かせ、朝読書など読書に興味を持たせ、図書館に行きたくなるような工夫に努めます。

【主な取組】

① 学校図書館運営事業

各小中特別支援学校に図書職員(非常勤職員)を1名ずつ配置し、各学校間をネットワーク化した学校図書館システムを利用することにより、蔵書管理や図書の貸出業務を円滑に実施します。

基本施策 2-6 学校図書館の充実

「後期基本施策のポイント」

学校図書館の蔵書数を充実するとともに、一人当たりの貸出冊数の増加に努めます。

心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもたちの健全育成と学習支援を行う重要な拠点であり、蔵書数の充実に加えて本の読み聞かせや朝読書など、児童生徒に読書に興味を持たせ、親しめる図書館づくりに努めます。

【主な取組】

① 学校図書館運営事業

小中特別支援学校の全校に学校図書職員^{※1}を配置し、各学校と市立図書館をネットワーク化した学校図書館システムを利用することにより、蔵書管理や図書の貸出業務を円滑に実施し、児童生徒が興味を持つような多様な選書を行うとともに、蔵書数が図書標準を引き続き達成できるよう努めます。

学校図書職員は司書教諭と連携し、朝読書や読み聞かせ、調べ学習など、子どもたちを本や読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒1人当たりの貸出冊数の増加に努めます。

※1 学校図書職員：専ら、学校図書館の職務に従事する職員。平成29年度からは、その名称を「学校司書」に変更予定。

基本施策 2-5 子ども地域活動の支援

子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティー活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。

【主な取組】

① 公民館運営事業—子ども地域活動の支援

子ども会や青少年育成会などの各種団体と連携しながら、各地区の子ども地域活動を支援します。

基本施策 2-7 子ども地域活動の支援

「後期基本施策のポイント」

公民館を子どもたちの活動拠点とし、地域住民との交流を図ります。

子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティ活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。

【主な取組】

① 公民館運営事業—子ども地域活動の支援

青少年の健全育成の観点から関係団体と連携し地域展開される事業の支援を行います。

特に小・中学生の地域活動参加を促すため、公民館と小・中学校の更なる連携強化に取り組みます。

基本施策 2-6 子どものための図書館づくり

施設や設備の老朽化や蔵書の増加などに対応するための増改築工事に併せて、子どもたちの利用しやすいように配慮した整備を行います。

【主な取組】

① 図書館整備事業

親子読書コーナーや学校図書館支援事業のスペースの拡充、授乳室や子ども用トイレの設置、児童図書の実を図ります。

後期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-7 子ども読書活動の推進

児童図書に対する需要は大きく、子どもの読書を支える拠点として、児童図書の充実した快適で利用しやすい開かれた図書館として整備を行う必要があります。図書館の充実を図ることにより、子どもの読書活動を推進します。

【主な取組】

- ① ブックスタート支援とおはなし会の実施
 - ・ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館において乳児向けの絵本コーナーを充実します。
 - ・児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を充実します。
- ② 学校図書館の支援と連携の充実
 - ・学校図書館に対して、リクエスト貸出や長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいても人的支援を行います。
- ③ 子ども読書活動推進事業の実施
 - ・図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、資料の調べ方などの説明に努めるとともに、読書相談にも積極的に対応します。
 - ・創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。
 - ・ヤングアダルトコーナーを充実させるとともに、ホームページ上での推薦図書の紹介をします。
 - ・子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。

基本施策 2-8 子ども読書活動の推進

「後期基本施策のポイント」

図書館は子どもの読書を支える拠点として、児童図書の新なる充実を図り子どもの読書活動を推進します。

児童図書に対する需要は大きく、子どもの読書を支える拠点として、児童図書の充実した快適で利用しやすい開かれた図書館として整備を行う必要があります。

また、図書館の充実を図ることにより、子どもの読書活動を推進します。

【主な取組】

① ブックスタート支援とおはなし会の実施

ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館において乳児向けの絵本コーナーの充実に努めます。

児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」の充実に努めます。

② 学校図書館の支援と連携の充実

学校図書館に対して、リクエスト貸出や長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めます。

各学校図書館相互の図書等の貸借についても人的支援を行います。

学校図書職員等の研修会などにおいても人的等支援を行います。

③ 子ども読書活動推進事業の実施

図書館ガイドランスとして、リーフレット・ホームページなどによる図書館の使い方、資料の調べ方などの説明に努めるとともに、読書相談にも積極的に対応します。

創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。

ヤングアダルトコーナーを充実させるとともに、推薦図書の紹介を行い中高校生の利用の促進に努めます。

子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。

基本施策 2-8 子どもの芸術文化とのふれあい推進

子どもを対象とした、優れた芸術の鑑賞や舞台芸術を生で身近に触れる機会が少ない状況にあります。

引き続き、文化振興の一環として、芸術鑑賞の機会が少ない子どもたちに対し、優れた芸術を鑑賞してもらう機会を増やします。

【主な取組】

① 芸術文化事業

ア 芸術鑑賞教室事業・小公演事業

芸術鑑賞の機会が少ない小規模校などの児童生徒に対し、優れた芸術に触れる機会を提供することにより、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養います。

イ 巡回公演事業

学校ごと、地域ごとに児童生徒を対象として、生の優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情操を養います。

② 学校公演事業

児童生徒が優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体などによる実演指導、ワークショップやこれらの団体などとの共演に参加し、優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供することにより、児童生徒の芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の向上を図ります。

③ 鳥取県アートスタート活動支援事業

未就学児を対象とした作品鑑賞、創造体験、公演鑑賞の機会を提供する団体の活動を支援することによって、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育てていくとともに、芸術文化が生活の中に根付くことを目指し、それを支えていくことができる人材の育成を図ります。

基本施策 2-9 子どもの芸術文化とのふれあい推進

「後期基本施策のポイント」

子どもたちの芸術文化を愛する心を育み、豊かな情操を養います。

芸術文化に触れる機会が少ない子どもたちに、優れた芸術文化を鑑賞し、また、自らが参加できる機会を提供することによって、芸術文化を愛する心を育み豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の向上などを図ります。

【主な取組】

① 芸術文化事業（児童生徒を対象とした芸術文化事業）

芸術鑑賞の機会が比較的少ない小規模校等の児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。

- ・ 青少年劇場小公演
- ・ 青少年劇場巡回公演
- ・ 芸術鑑賞教室

② 学校公演事業（芸術文化による子どもの育成事業）

芸術文化団体等による演技指導やワークショップ等に参加することによって、優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供します。

- ・ 巡回公演事業（学校での巡回公演）
- ・ 派遣事業（指導者の派遣）

③ 芸術活動支援事業（アートスタート活動支援事業）

未就学児を対象とした芸術活動を行う民間団体を支援します（補助金交付）。

基本施策 2-9 子どものための文化財の活用

文化財の保存・活用については、生涯学習の基礎を培う場である学校教育との連携が不十分であり、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を体感できるような本物に出会う学習機会の提供が十分にできていない状況にあります。

そこで、学校現場と連携しながら、学習機会の提供を図っていくとともに、自ら学ぶ子どもへの支援を行います。

また、課外活動や体験活動に対し、地域の文化財の資源をいかしたメニューを提供し、積極的に活動へ協力します。

【主な取組】

① 埋蔵文化財保存活用事業

「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を体感できるような出前授業、古代体験などを行うとともに、夏休みの自由研究など自ら学ぶ探求的学習活動への支援を充実します。

基本施策 2-10 子どものための文化財の活用

「後期基本施策のポイント」

子どもたちの文化財に対する興味を喚起します。

文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力します。

【主な取組】

① 埋蔵文化財保存・活用事業

歴史や文化財を身近に感じ、興味・関心を持つことができるよう出前授業や古代体験などを行うとともに、市ホームページ（キッズページ）の充実などにより、子どもたちが自ら学ぶ探求的学習活動への支援を図ります。

基本施策 2-10 公民館運営の充実

生涯学習活動の拠点施設であるとともに、地域におけるコミュニティー活動の拠点としての役割を果たしている公民館においては、今日的課題や地域課題に対応した多様な学習機会、学習情報の提供を図るほか、その学習活動を通して、住民主体の地域活動や学習の促進を図る必要があります。

引き続き、社会教育講座の開催を始め、ひとづくり・まちづくり推進事業などを実施し、多様な学習機会、学習情報の提供を図るほか、その学習活動を通して、住民主体の地域活動や学習の促進を図ります。

【主な取組】

① 公民館運営事業－広報事業

迅速で適切な情報収集と情報更新に努め、市民のニーズに対応した情報提供を図るなど、公民館報・公民館だより、公民館ホームページなどによる周知を更に工夫し、啓発に努めます。

② 公民館運営事業－公民館大学などの社会教育講座

今日的課題や地域課題、住民の希望する開催時間なども含め、学習ニーズの把握に努め、多様な学習機会の提供に努めます。

③ 公民館運営事業－体育・文化行事

各種行事に係る住民のニーズの把握に努めるとともに、幅広い世代が参加できるよう工夫し、住民主体の地域活動や学習の促進に努めます。

④ 公民館運営事業－ひとづくり・まちづくり推進事業

学習者・活動者を育成・支援することにより、地域活動などが活性化するなど、学習の成果が地域にいかされるのかという視点を取り入れ、事業の実施に努めます。

基本施策 2-1-1 公民館運営の充実

「後期基本施策のポイント」

公民館における社会教育講座の充実を図り、多様な学習機会・学習情報を提供します。

生涯学習活動の拠点施設であるとともに、地域におけるコミュニティ活動の拠点としての役割を果たしている公民館の運営について、社会教育講座の開催をはじめ、ひとづくり・まちづくり推進事業等を実施し、住民に多様な学習機会・学習情報を提供し、その学習活動を通じて、住民主体の地域活動やニーズに応じた学習の促進を図ります。

【主な取組】

- ① 公民館運営事業－広報事業
公民館だよりの発行、ホームページの充実、生涯学習に関する相談機能の充実に努めます。
- ② 公民館運営事業－社会教育講座
家庭教育・人権問題・健康等をテーマとした公民館大学を開催します。
住民の教養を高め、地域社会の発展を図る学習講座を開催します。
- ③ 公民館運営事業－体育・文化事業
校区民運動会、公民館祭、各種スポーツ大会を開催します。
- ④ 公民館運営事業－ひとづくり・まちづくり推進事業
環境美化活動、世代間交流事業を実施します。

基本施策 2-1-1 公民館の整備

公民館施設（27公民館と2分館）の老朽化や設備の機能低下などに対応し、引き続き、利用者の安全や施設の維持など、緊急性の高いものから整備、改修します。

【主な取組】

① 公民館施設等整備事業

年次的に実施している男女別、多目的トイレ設置などの大規模改修や設備の修繕などを行い、利用者の安全性、利便性の向上に努めます。

また、避難所としての機能を確保するため、構造耐震指標（Is値）が基準を満たさない公民館の耐震改修などを実施し、耐震化率100%を目指します。

基本施策 2-1-2 公民館の整備

「後期基本施策のポイント」

公民館利用者の安全安心と利便性の向上を図るとともに、明道公民館整備と加茂公民館移転に取り組みます。

多くの公民館が設置から30年以上経過し、老朽化が進んでいます。公民館利用者の安全安心を確保し利便性の向上を図るため、米子市公共施設等総合管理計画を踏まえ、公民館施設の老朽化や設備の機能低下などに計画的に対応し、施設の長寿命化を図ります。

【主な取組】

① 公民館施設等整備事業

公民館施設の整備や機能維持のために必要な改修等を緊急性の高いものから整備します。

② 明道公民館整備方針と加茂公民館移転事業

- ・明道公民館に係る整備方針の早期策定を目指します。
- ・県道整備にともなう加茂公民館移転を着実に実施します。

基本施策 2-1-2 図書館整備事業の実施

施設や設備の老朽化への改善と機能の充実を図るため建物をリニューアルします。

また、施設の狭隘化に対応するため増築を行い、同時にバリアフリー化を推進し、生涯学習の中核施設としての機能充実を図ります。

【主な取組】

① 図書館整備事業

図書館の増改築工事、耐震補強工事の実施により、より快適で安全な施設へと整備を行うとともに、開架スペース、書庫の充実や施設のバリアフリー化を推進します。また、ブラウジングコーナー（新聞や雑誌などが自由に閲覧できるコーナー）の充実を図ります。

後期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-1-3 生活に役立つ図書の充実

図書館の充実を求める利用者の声は多く、生涯学習の場として、読書活動の拠点として、市民のための快適で利用しやすい開かれた図書館を目指した整備を行う必要があるため、医療、経済、郷土など生活の充実のための資料の充実を図ります。

【主な取組】

① 生活充実図書整備事業

医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活する上で必要な情報を市民が利用しやすいよう、コーナーや資料の充実を図ります。

基本施策 2-1-3 生活に役立つ図書の充実

「後期基本施策のポイント」

図書館は市民の生活に役立つような資料の充実を図り、地域の「知の拠点」・「情報センター」として機能します。

図書館の充実を求める利用者の声は多く、地域の「知の拠点」として、また「情報センター」として、市民のための快適で利用しやすい開かれた図書館を目指した整備を行う必要があるため、医療、経済、法律、郷土など生活の充実のための資料の充実を図ります。

【主な取組】

① 生活充実図書整備事業

医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活する上で必要な情報を市民が利用しやすいよう、コーナーや資料の充実を図ります。

関係機関との連携により、ビジネス支援相談会及び関連講座等を開催するなど新規の利用者の掘り起こしに努めます。

基本施策 2-14 美術館整備事業の実施

施設や設備の老朽化が進んでおり、また、収蔵庫が狭いため、今後の資料収集と収蔵品の保管が困難な状態となっています。市民に親しまれる芸術文化の情報発信と活動の拠点として、増築や改修工事をします。

【主な取組】

① 美術館整備事業

老朽化した設備の改修や狭隘となっている収蔵庫を増設し、また、喫茶室を設け市民が気軽に利用でき、リラックスした雰囲気の中で活動や交流の輪を広げる環境を作ります。

後期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-15 公会堂の耐震・改修事業の実施

公会堂は、耐震性能が基準を満たしておらず、施設の老朽化により機能が低下しています。利用者の安全の確保とより市民に親しまれる芸術文化の情報発信と活動の拠点とするため、耐震補強と大規模改修工事を実施します。

【主な取組】

① 公会堂耐震補強・大規模改修事業

大地震時において利用者の安全を確保し、地域住民の避難場所とするため、構造耐震指標（Is 値）が基準を満たすよう整備します。

また、老朽化の進んだホール棟、管理棟の施設や設備の改修を行い、機能回復を図ります。

外観については、市民に親しまれている現在のデザインを損ねることのないような改修に努め、前広場については、門扉を撤去して開放的な空間を作り、市民の憩いの空間として整備します。

後期期間の基本施策には該当なし

基本施策 2-16 市民文化の振興

文化施設については、利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設管理に努めます。

また、それぞれの文化施設に応じた利用を進め、市民が多種多様な芸術文化に接する機会を提供し、更には自らが創造し、発表するための文化活動に積極的に参加できるよう、市民との連携を推進します。

【主な取組】

① 文化ホール運営事業

中規模ホールとしての利便性をいかし、地元芸術団体と連携を図りながら、自主事業の企画を実施し利用件数を増やします。

② 淀江文化センター運営事業

施設の立地条件から、自家用車での来場者が多いため、小学生以下の子どもを持つ親子を対象として、親子が一緒になって楽しめるような事業展開を行い、利用件数を増やします。

③ 公会堂運営事業

ホールは大規模な催しの誘致を行うなど、利用件数を増やし、前庭とホワイエについては、独立又は一体となったイベントを実施することにより、公会堂に人が集い、賑わいの創出を図り中心市街地の集客施設とします。

④ 美術館運営事業

市民ギャラリーとしてのコンセプトに応じた利用を進め、市民が多種多様な文化に接し、創作活動の拠点、発表の場とし、地元芸術活動の発展につなげます。

基本施策 2-1-4 市民文化の振興

「後期基本施策のポイント」

市民が芸術文化の素晴らしさを享受することができるよう、文化施設の適切な管理運営に努めます。

文化施設について、利用者が安全かつ安心して利用できるよう施設の適切な維持管理に努めるとともに、それぞれの施設の特徴をいかしながら、市民等との連携によって、市民が多様な芸術に接する機会を提供し、市民の文化活動への積極的な参加を促進します。

【主な取組】

① 文化ホール管理運営事業

- ・音楽、演劇等の発表・鑑賞の場として、安全で快適に利用できるよう施設の適切な維持管理に努めます。
- ・文化団体等の利用に供することにより文化活動を推進します。
- ・地元芸術文化団体等との連携を図りながら、各種自主事業を実施するとともに、市民に文化芸術に接する機会を提供します。

② 淀江文化センター管理運営事業

- ・音楽、演劇等の発表・鑑賞の場として、安全で快適に利用できるよう施設の適切な維持管理に努めます。
- ・文化団体等の利用に供することにより文化活動を推進します。
- ・駐車場との距離が近いという施設の特徴をいかし、小さい子ども連れの親子や家族で楽しめる自主事業を多く展開することにより、市民に芸術文化に接する機会を提供します。

③ 公会堂管理運営事業

- ・音楽、演劇等の発表・鑑賞の場として、安全で快適に利用できるよう施設の適切な維持管理に努めます。
- ・文化団体等の利用に供することにより文化活動を推進します。
- ・ホールの特性をいかした各種自主事業を実施するとともに、ホワイエや前庭等も活用し、にぎわいの創出と施設の利用促進を図ります。

④ 美術館管理運営事業

- ・特別展、常設展等の美術展覧会の開催を通して市民の芸術鑑賞機会の提供に努めます。
- ・郷土作家を掘り起こし市民に紹介します。
- ・小中学生を対象とした講演会や体験型講座の実施などにより教育普及事業の充実を図ります。
- ・市民ギャラリーとしてのコンセプトのもと、美術館を市民の創作活動の拠点及び発表の場とし、地元芸術活動の発展につなげていきます。

基本施策 2-17 文化財を学ぶ環境づくり

文化財保護のためには、市民が文化財に触れ、親しみながら、学ぶことにより、その貴重さを理解し、保存活用の機運を育むことが大切であり、文化財自体の情報提供、資料提供を十分に行う必要があります。

このため、生涯にわたって、文化財について学べる環境づくりを進めるとともに、学んだことをいかし、地域社会へ還元ができるような地域環境づくりにも支援をします。

【主な取組】

① 埋蔵文化財保存活用事業

多様なニーズを把握し、様々な魅力ある学習プログラムを提供するとともに、学習で得た成果を講師やボランティアの形で地域にいかされる活動ができるよう、サポート体制の充実を図ります。

基本施策 2-15 文化財を学ぶ環境づくり

「後期基本施策のポイント」

市民が埋蔵文化財に対する理解を深めることができるよう、教育普及活動の充実に努めます。

市民が文化財に触れ、親しみながら学ぶことができるよう、文化財の価値や魅力などについての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努めます。

【主な取組】

① 埋蔵文化財保存・活用事業

発掘調査等で蓄積された資料を適切に収蔵・保管し、継続的に調査・整理・研究を行うとともに、歴史関係施設や社会教育施設、教育機関等との連携を図りながら、埋蔵文化財を活用した教育普及活動を実施します。

3 郷土で育む学びのあるまち

基本施策 3-1 歴史的文化遺産の保存・活用

歴史的文化遺産については、学校教育現場に最新の調査、研究の成果が十分に反映されておらず、また、実物を見て、触って、体感する機会の提供が少なく、更には郷土学習や身の回りの自然、歴史の学習へのサポートが十分でないため、充実させる必要があります。

自然・歴史・文化遺産を貴重な学習資源ととらえ、学校教育の場に最新の調査、研究の成果を反映させます。

【主な取組】

① 歴史館管理運営事業

郷土の歴史や伝統文化を理解できるよう様々な学習メニューの提供を図ります。

基本施策 3-1 歴史的文化遺産の保存・活用

「後期基本施策のポイント」

地域にある文化遺産を学習資源ととらえ、調査研究の成果を学校教育にいかします。

地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととらえ、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成果を郷土学習や自然、歴史学習などの学校教育の場にかします。

【主な取組】

① 山陰歴史館管理運営事業

郷土の歴史や伝統文化を理解できるよう、収集資料や収蔵品、各種事業に関連した調査、研究に取り組み、それらの成果をいかした展示や講座などのソフト事業の充実を図るとともに、様々な学習メニューの提供に努めます。

また、米子の歴史館としての整備方針について検討します。

基本施策 3-2 地産地消の推進

今日では、食のグローバル化によって、いつでも世界中のどこからでも食物を手に入れることができるようになりました。しかし、このことによって生産の場や作り手が分からないということや野菜や果物の旬が分からないといったことが生じています。

地元で採れる食材について学び、これを学校給食に取り入れることによって、生産者の思いや食文化を伝え、故郷に対する誇りや愛着、さらには食に対する感謝の気持ちを育みます。

【主な取組】

① 学校給食における地産地消の推進

- ・郷土の食材に対する愛着を育むために、地元食材の使用割合を高めます。
- ・鳥取県の関係部署、中海圏域市町村、地元 J A との連携と情報の共有を図ります。
- ・地場産物の使用割合を上げるための献立の作成や郷土食、行事食を取り入れた献立の工夫をします。
- ・小学校 4 年生から 6 年生までの児童から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、給食週間を中心に提供します。

基本施策 3-2 地産地消の推進

「後期基本施策のポイント」

故郷に対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちを育みます。

今日では、食のグローバル化によって、いつでも世界中のどこからでも食物を手に入れることができるようになりました。しかし、このことによって生産の場や作り手が分からないということや野菜や果物の旬が分からないといったことが生じています。

地元で採れる食材について学び、これを学校給食に取り入れることによって生産者の思いや食文化を伝え、故郷に対する誇りや愛着、さらには食に対する感謝の気持ちを育みます。

【主な取組】

① 学校給食における地産地消の推進

地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう、郷土料理や地場産物を取り入れた献立を工夫します。

また、地場産物の使用割合を高めるため、鳥取県や地元 J A など関係団体との連携と情報の共有を図ります。

② 生産者と児童生徒の交流の実施

生産者の思いを伝え、感謝の気持ちを育むため、生産者との交流事業を実施します。

③ 児童生徒から募集した地元食材を利用した献立の提供

児童生徒から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、全国学校給食週間等に提供します。

基本施策 3-3 生涯学習活動の推進

誰でも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現に向けて、郷土の自然や歴史、文化を始め、日常生活や人間形成に必要な知識、現代的な課題など様々なテーマでの魅力的な学習機会の提供に努めるとともに、市民一人一人が知識・教養と豊富な人生経験をいかしながら自己実現を図ることで、意欲的なまちづくりの取組へとつながる社会教育の推進を図ります。

また、そのために、市民がそれぞれのライフステージに合わせて気軽に学習に取り組めるよう、多様な学習情報と学習機会の提供に努めます。

【主な取組】

① 社会人向け講座開催事業（米子人生大学ほか）

社会人向け講座については、他の様々な団体主催の講座との連携を進めるとともに、実施内容を市民のニーズに合わせて充実するよう努めます。また市民への周知方法などの検討を行い、受講者の拡大によって盛り上げる必要があります。

生涯学習相談や学習情報の提供については、文化・生涯ネットや公民館のホームページなどと同様に、迅速で適切な情報の収集と更新に努め、市民のニーズに応じた提供をします。

基本施策 3-3 生涯学習活動の推進

「後期基本施策のポイント」

生涯学習社会の実現に向け、現代的な課題に基づく学習テーマの講座を開催します。

誰でも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現に向けて、郷土の自然や歴史、文化を始め、日常生活や人間形成に必要な知識、現代的な課題など様々なテーマで魅力的な学習機会の提供に努めるとともに、市民一人一人が知識・教養と豊富な人生経験をいかしながら自己実現を図ることで、意欲的なまちづくりの取り組みへとつながる社会教育の推進を図ります。

また、そのために、市民がそれぞれのライフステージに合わせて気軽に学習に取り組めるよう、多様な学習情報と学習機会の提供に努めます。

魅力ある学習テーマの設定により、新規参加者の掘り起こしを図ります。

【主な取組】

① 社会人向け講座開催事業－米子人生大学の開催

市民一般を対象に、生涯を通じて健康で、生きがいのある人生に資するよう今日的課題に対応した米子人生大学を開催します。

② 社会人向け講座開催事業－よなごアカデミーの開催

テーマを絞った専門性のある内容の講座として希望者を募り、よなごアカデミーを開催します。土曜日、日曜日に開催することでより多くの方の受講機会の拡大を図ります。

基本施策 3-4 芸術文化活動の推進

本市にある豊かな自然・伝統・文化などをいかして、芸術文化を活用したまちづくりにつながる事業を実施する必要があります。

地域の魅力を創造・発信するとともに、交流による地域の芸術文化の振興を図ります。

【主な取組】

① 優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実

芸術文化施設での常設展・特別展などを企画・実施し、市民が芸術文化に触れ、親しむ機会を増やします。

② 芸術文化活動の活性化

広いジャンルで活動する多くの個人、団体が参加や発表ができ、また、それらの多種多様な芸術文化に接し、自らの創造力を育めるような機会として、音楽祭、秋の文化祭などの充実を図ります。

基本施策 3-4 芸術文化活動の推進

「後期基本施策のポイント」

市民と連携し、市民が主体となって行う芸術文化活動の促進に努めます。

市民が主体となって行う芸術文化活動の推進に努め、豊かな自然や伝統、文化など地域の魅力を創造、発信するとともに、交流による芸術文化の振興を図ります。

【主な取組】

① 市民参加による芸術文化事業の推進

ホールで開催される米子市音楽祭、さなめラララ♪すてーじ、虹のひろばなどの市民が主体となって行う芸術文化事業について、実行委員会への参画などを通して、広く市民が芸術文化に触れ、親しむ機会を提供します。

② 秋の文化祭の開催

秋の文化祭を開催することによって、文化団体等市民に日頃の文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、広く市民が芸術文化に親しむ機会を提供します。

基本施策 3－5 文化財の保存・活用

文化財に触れる機会や情報の提供不足が見られ、文化財を身近なものとして感じ、親しむ取組を進める必要があります。

歴史・文化遺産を保護、保存、継承、活用していくとともに、その魅力と価値の発信を推進します。

【主な取組】

① 史跡上淀廃寺跡保存整備事業

史跡上淀廃寺跡を中心とした伯耆古代の丘を整備することにより、文化財に気軽に接し楽しめる環境整備をします。

② 埋蔵文化財センター管理運営事業

文化財の適切な保存と活用を進めるために、資料整理、講座、文化財見学などの事業を実施するとともに、文化財の情報発信を推進します。

基本施策 3-5 文化財の保存・活用

「後期基本施策のポイント」

貴重な文化遺産を後世に引き継いでいくための保存整備と理解を深めるための取組を推進します。

文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保存、継承、活用していくとともに、その価値や魅力について周知を図り、理解を深めるため、情報発信などの取組を推進します。

【主な取組】

① 文化財の適切な保存・管理

本市にある史跡や有形文化財等の貴重な歴史・文化遺産を適切に保存、継承し、活用を図っていくため、必要に応じ、改修、整備などの保全対策を実施します。

② 埋蔵文化財センター管理運営事業

文化財の適切な保存と活用を進めていくため、文化財を身近なものとして感じ、親しんでもらえるよう様々なメニューのソフト事業を実施し、積極的な情報発信に努めるとともに、収集資料の整理、講座・講演会、文化財見学などの各種事業に関連した調査研究に取り組みます。

③ 米子城跡保存整備事業

「史跡米子城跡保存活用計画」に基づき、米子城跡を適切に保存し、後世に引き継ぐとともに、「米子城 魅せる！プロジェクト」等により、その価値や魅力について発信するなど活用の推進を図ります。

4 健康で安心して学べるまち

前期期間の基本施策には該当なし。

基本施策 4-1 健康でたくましく、命を大切にすることの育成

「後期基本施策のポイント」

小中学校が連携して、児童生徒の健康・体力の向上を図るとともに、自他の生命を尊重する態度や実践力の育成を図ります。

子どもを取り巻く生活環境の急激な変化などの要因により、体力・運動能力の低下、二極化傾向、外的要因による健康被害など、体力向上や健康の保持増進に係る問題が喫緊の課題となっています。また、多様化する現代的課題に対して、子どもの安全・安心に対する懸念が広がっています。さらに、遊びの形態が変化し、現実感覚が麻痺することで、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果から、本市の子どもの体力・運動能力の低下といった課題が見られます。また、全国学力・学習状況調査の質問紙調査などの結果からは、子どものメディアへの依存の度合いが高まってきているなどの課題が見られます。

こうしたことから、小中学校が連携して子どもの体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にすることの育成に力を入れていく必要があります。

【主な取組】

① 体力・運動能力の向上を図る取組の充実

発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。また、運動の楽しさや喜びを実感させることにより、生涯にわたって健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現に向けた意欲と実践力の育成に努めます。

② 健康教育の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康に関する保健指導を行うとともに、定期健康診断を実施し、疾病の防止や早期発見に努めます。また、保健の学習を中心に基本的な生活習慣の定着に努めます。さらに、食に関する知識を習得させ、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、望ましい食習慣の形成に努めます。

③ いのちの教育の充実

心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の育成に努めます。また、人間の誕生の喜びや、生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。

④ 安全教育の充実

身の回りの生活における危険から身を守るために、各々の要因の理解、予測する力の育成、状況に応じた適切な対策をとるなどの実践力の育成に努めます。また、自然災害・人的災害などへの備えや、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動することなど、防災教育を通して災害から身を守る態度や実践力の育成に努めます。

基本施策4-1 子どものスポーツ活動の推進

幼児期における親子体力づくり、小学生向けの教室・大会の開催など、市主催事業を展開しています。アンケート結果で大部分の児童生徒は、それぞれの興味や体力に合わせたスポーツへの関心も高いと思われませんが、教室・大会の参加者に減少傾向が見受けられます。

小さい頃からスポーツへの関心を深めてもらうよう各スポーツ団体と連携を図り、必要な情報提供に努めます。

【主な取組】

① 親子体力づくり大会の開催

未就学の子どもとその保護者を対象に、親子体操・リズム体操・器具を使った体操などを毎年体育の日に開催します。

② 少年スポーツ教室の開催

少年柔道教室、陸上競技教室、ミニバスケットボールスクール、夏期少年スポーツ教室などの教室を開催します。

各教室を主宰する競技団体と連携してスポーツ教室の生徒募集の推進を図ります。

③ 小学生を対象とする各種大会の開催

少年野球大会、ミニバスケットボール大会、スポーツ少年団交流大会、正月マラソン大会などを開催します。

基本施策4-2 子どものスポーツ活動の推進

「後期基本施策のポイント」

様々な運動経験ができる機会を提供し、子どもの健全育成及び体力・運動能力の向上を図ります。

近年、少子化の影響などにより、遊びの内容や生活習慣が変化し、幼児期に体を動かす機会が減少していることから、家庭、保育園、幼稚園、地域での生活の中で、遊びを中心とした身体活動を積極的に取り入れる必要があります。

運動習慣を身につけることは、その後の生涯において運動を続ける基礎を養うこととなりますが、積極的に運動をしている子としていない子の二極化が進んでいます。運動に馴染みのない子どもたちにも、体を動かすことの楽しさを伝えることができるよう、幼児から小・中学生までを対象とした各種大会や教室を開催するなど様々な運動経験のできる機会の充実に努め、子どもの健全育成及び体力・運動能力の向上を図ります。

また、子どもたちが安全な環境のもと適切な指導を受けながら、スポーツ活動を継続できるよう、スポーツ環境の充実に努めます。

【主な取組】

① 親子体力づくり大会の開催

毎年、体育の日に、未就学の子どもとその保護者を対象に、親子体操、リズム体操、器具を使った体操などを行う親子体力づくり大会を開催することにより、運動習慣を身に着けるきっかけとし、幼児期における体力づくりを推進します。

② 少年スポーツ教室の開催

小・中学生を対象とする少年柔道教室、陸上競技教室、ミニバスケットボールスクール、夏季少年スポーツ教室などの教室を開催することにより、子どもの体力及び運動能力の向上を図ります。

③ 小学生を対象とする各種大会の開催

少年野球大会、ミニバスケットボール大会及びバレーボール大会を開催することにより、子どもの体力及び運動能力の向上を図ります。

④ スポーツ少年団運営事業

米子市スポーツ少年団を運営し、スポーツ少年団交流大会を開催することなどにより、スポーツ活動を通じた子どもの体力・運動能力の向上と健全育成に努めます。

基本施策 4-2 学校給食の充実

食への関心の高まりとともに、安全で安心な学校給食の安定した提供がますます必要となっています。

このためにも、衛生管理の充実を図り徹底した食中毒防止対策を講じるとともに、民間事業者に委託している調理業務について、適正に処理されているかを確認します。

また、学校給食のアレルギー対応について検討します。

更に、すべての中学校における完全給食の実施を目指します。

【主な取組】

① 安全で安心できる学校給食の安定提供

安全で安心できる衛生的な学校給食の提供のために調理業務の点検や試食などを行い、よりよい学校給食の提供に努めます。

具体的な手段として、

- ・調理業務委託業者、栄養教諭、学校栄養職員との情報交換
- ・学校給食運営委員会による調理業務の点検や試食
- ・保護者による試食会を通しての啓発
- ・児童生徒や職員を対象にアンケートの実施

などを行います。

② 学校給食におけるアレルギー対応の検討

平成24年度にモデル事業の取組を開始するなど、学校給食のアレルギー対応の実施に向けて検討します。

③ 中学校給食の実施

長年の懸案であった全中学校の完全給食の実施について、平成27年4月からの実施を目指します。

基本施策 4-3 安全で安心な学校給食の安定供給

「後期基本施策のポイント」

安全で安心な学校給食の提供に努めます。

食への関心の高まりとともに、安全で安心な学校給食の安定した提供がますます必要となっています。

このためにも、「学校給食衛生管理基準」を順守するとともに、民間事業者に委託している調理業務について、適正に処理されているかを確認します。

また、食物アレルギーを有する児童生徒も給食時間を安全にかつ楽しんで過ごすことができるよう、安全性を最優先とした対応を行います。

【主な取組】

安全で安心できる衛生的な学校給食の提供のために調理業務の点検や試食などを行い、よりよい学校給食の提供に努めます。

- ① 調理事業者との定期連絡会と調理場の定期検査の実施
- ② 学校給食運営委員会の開催
- ③ 児童生徒及び教職員対象に学校給食アンケートの実施
- ④ 食物アレルギー対応の適正な実施

基本施策4-3 食育の推進

望ましい食習慣を形成するため食に関する知識や選択する力を習得し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育に取り組みます。

【主な取組】

① 学校給食における食育の推進

栄養教諭や学校栄養職員による給食時間の学校訪問、授業への参画などを実施するとともに、給食試食会などの機会を通して、保護者への食育に関する啓発を実施します。

基本施策 4－4 食育の推進

「後期基本施策のポイント」

自ら学び健全な食生活を実践することができる人を育てます。

望ましい食習慣を形成するため食に関する知識や選択する力を習得し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育に取り組みます。

【主な取組】

① 給食時間の学校訪問

栄養教諭や学校栄養職員による給食時間を活用した食に関する指導を実施します。

② 授業への参画（チーム・ティーチング）

学級担任等と連携した食に関する指導を実施します。

③ 食育に関する保護者への啓発

試食会などを利用した保護者への講演を実施したり給食だよりを家庭へ配布したりします。

基本施策 4-4 健康教育の推進

市民が、様々なライフステージにおいて健康的で豊かな生活を送るため、心と体の健康づくりや食育などの講座を実施して、食生活や生活習慣の改善に向けた意識の高揚を図ります。

【主な取組】

① 生涯学習講座開催事業

米子人生大学などの市民向け講座で、広く市民を対象に健康講座を開講するほか、公民館などの身近な会場で地域住民を対象に健康づくり教室や料理教室などの講座を実施し、市民自らの生活習慣の見直しや健康管理への意識の高揚を図ります。

② 家庭教育支援事業

・タムタムスクール開催事業

就学前で特に乳幼児期の子育て支援に資する目的で行うタムタムスクールなどの家庭教育講座において、育児習慣の見直しや意識啓発、また簡単なおやつ作りなどの体験を通して、親子のふれあいと温もりのある家庭の中での食育と健康づくりを推進します。

・PTA子育て講座開催支援事業

義務教育の学齢期にある児童生徒の保護者と教員を対象にPTA主催の子育て講座を開催し、学齢期の子どもの心と体の発育に重要な健康に関する知識の提供を図ります。

基本施策 4-5 健康教育と家庭教育の推進

「後期基本施策のポイント」

乳幼児期から思春期の子育てまで、それぞれのライフステージにおける家庭教育の支援に努めます。

市民が、様々なライフステージにおいて健康的で豊かな生活を送るため、心と体の健康づくりや食育などの講座を実施して、食生活や生活習慣の改善に向けた意識の高揚を図ります。

また、近年の家庭教育・子育て支援の重要性に鑑み、幼児期の子育てや学童期・思春期の家庭教育の支援に努めます。

【主な取組】

① 健康教育講座開催事業

米子人生大学や公民館大学等の住民向けの講座において、健康増進のための講座を実施します。

② 家庭教育支援事業

・タムタムスクール

タムタムスクール実行委員会が実施する、主に乳幼児期の子育て支援を目標とした「タムタムスクール」について、実行委員会に事務局として参画し、家庭教育を推進するよう事業の計画・運営に携わっていきます。

・PTA子育て支援講座

参観日などの保護者が集う機会を利用して、就学前や思春期の子育てに関する家庭教育講座を実施します。

・家庭教育支援チームによる支援

子育て支援情報が届きにくい家庭や不安や悩みを抱える保護者に対して、よりきめ細かい支援を行うため、家庭教育支援チームにより市内外の子育てに関する情報を収集・整理して効率よく提供します。また、保護者からの相談にも対応します。

基本施策 4-5 生涯スポーツ活動の推進

小学生向けの教室・大会の開催、さらには、中学校・高等学校の部活動を通しての競技スポーツへの取組、そして大学や社会人におけるサークル活動や公民館活動などの中での生涯スポーツ・ニュースポーツへの取組などを通して、成果は着実に現れています。

しかし、大会などの参加者は減少傾向にあり、また、地域や種目にも偏りが見受けられます。

そこで、市民が、気軽にスポーツに親しみ健康的な生活を送ることができるように、生涯スポーツの推進に取り組みます。また、それぞれのニーズに応じた情報を提供します。

各種大会や市民体育祭を実施し、大会運営に当たる各種スポーツ団体との連携を深め、参加を呼びかけます。

市民にとって身近な地元で、自ら進んでスポーツに親しむ機会を提供します。

【主な取組】

① 各種スポーツ大会の開催

市民レガッタ、ドッジビー大会、正月マラソン大会などを開催します。

② 市民体育祭の開催

ソフトボール、卓球、バドミントン、バレーボールなどを開催します。

③ 各種スポーツ団体運営事業

市民が参加しやすい事業や大会運営に努めるとともに、加盟団体の育成強化を図ります。

基本施策 4-6 成年期からのスポーツ活動の推進

「後期基本施策のポイント」

いつでも、誰でも、時間や能力に応じて気軽に運動に取り組むことができる環境の整備に努めます。

平成25年に本市が行ったアンケートから、高齢になるにつれ、健康寿命を維持するための運動意識が高くなり、特に70歳以上を中心とした高齢者ではグラウンドゴルフ等の取り組みやすいスポーツの普及や介護予防の取組など、運動の機会が増えていることが考えられます。しかし、仕事や家事、育児で忙しい30代、40代では運動する時間を得られず、体を動かす機会が減っている状況がうかがえます。生涯スポーツを推進していくためには、いつでも、誰でも、その人の時間や能力に応じて気軽に運動に取り組むことのできる環境が必要です。

市民がスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができるよう、少ない余暇を利用して気軽に取り組めるスポーツ活動等の啓発や情報提供に努めるとともに、市民レガッタ、正月マラソン大会等、市民が気軽に参加できるスポーツ大会や市民体育祭を開催するなど、市民がスポーツをする機会の充実を図ります。

また、本市主催のスポーツ大会では、一部の競技を除いて、参加人数が減少傾向にあることから、競技団体と連携を図り、より市民が参加しやすいスポーツ大会を開催するなど、市民の体力向上と健康増進を図ります。

【主な取組】

① 各種スポーツ大会の開催

市民レガッタ、正月マラソン大会など、市民が気軽に参加できるスポーツ大会を開催することにより、スポーツに親しむ機会を提供し、生涯スポーツ活動の推進を図ります。

② 市民体育祭の開催

公民館単位でチーム編成し参加する野球、バドミントン、バレーボール大会などを開催し、競技スポーツに取り組む機会を設けることにより、地域住民の交流及び地域のスポーツ活動の推進を図ります。

③ 体力づくり歩け歩け大会・体力テスト会の実施

スポーツ推進委員が主体となり、気軽に参加できるウォーキング大会や参加者の体力測定を行う体力テスト会を開催し、スポーツや体力づくりへの関心を高めることにより、生涯スポーツ活動の推進を図ります。

基本施策 4－7 学校体育施設の活用

市民のスポーツ活動の推進や健康の保持増進のため、気軽に利用できる身近な小中学校の体育館やグラウンドを学校運営に支障のない範囲で開放します。

【主な取組】

① 学校体育施設開放事業

各地区に設置している体育施設管理運営委員会を通して、各スポーツ団体などの円滑な施設利用を支援します。

また、利用料の適正な徴収を実施し、施設の維持に努めます。

基本施策 4-7 地域のスポーツ活動の推進

「後期基本施策のポイント」

誰もが身近な地域でスポーツに参加できる環境の整備に努めます。

現在、本市では75名のスポーツ推進委員が活動しており、各地域でのスポーツ活動の普及、推進という役割を担っています。また、地域でのスポーツ活動の拠点として、小中学校の体育館やグラウンドを学校運営に支障のない範囲で開放し、地域住民のスポーツ活動の場として提供しています。

市民の誰もが様々な形でスポーツ活動に親しむためには、身近な地域でスポーツに参加できる環境の整備と情報の周知が必要です。また、地域のスポーツ活動推進を図るため、スポーツ推進委員協議会、体育協会、レクリエーションスポーツ協会などのスポーツ関係団体や競技団体等と連携し、担い手となる人材の育成に取り組む必要があります。

スポーツ活動を通じて「地域」や「まち」が元気になるよう、地域住民が主体となったスポーツ活動への支援を行い地域スポーツの活性化を目指します。

また、地域住民がよりスポーツに親しむことができるよう、小中学校の体育館やグラウンドなど学校体育施設の円滑な開放に努め、地域のスポーツ活動の推進を図ります。

【主な取組】

① スポーツ推進委員協議会運営事業

米子市スポーツ推進委員協議会を運営し、スポーツ推進委員による地域住民へのスポーツに関する実技指導や助言等に努めることにより、地域のスポーツ活動の活性化を図ります。

② 学校体育施設開放事業

小・中学校の体育館やグラウンドを学校運営に支障のない範囲で地域に開放し、スポーツ活動の場を提供することにより、地域のスポーツ活動の推進を図ります。

前期期間の基本施策には該当なし

基本施策 4－8 競技力の向上

「後期基本施策のポイント」

各競技団体との連携を強化し、競技人口の拡大及び競技者・指導者の意欲高揚に努めます。

米子市体育協会には34の競技団体が加盟しており、スポーツの普及・振興に努めています。近年は、米子市の自然環境を生かしたボート競技や、水泳競技などにおいて、世界や全国で好成績をおさめるなど、本市出身の選手が活躍しています。

身近な選手の活躍は、勇気や感動を与えてくれるだけでなく、それまでスポーツに関心のなかった人々をも巻き込む力があり、スポーツの明るいニュースは地域の活性化にも繋がることから、米子市体育協会に所属する競技団体をはじめ、各スポーツ団体と連携し、競技人口の拡大及び競技力向上に努める必要があります。

今後も、各競技団体との連携を強化し、少年スポーツ教室等を開催するなど各種スポーツの競技人口の拡大に努めるとともに、表彰事業等を実施するなど競技者及び指導者の意欲高揚に努めることにより、競技力向上を図ります。

【主な取組】

① スポーツ表彰事業

優秀な成績を収めた指導者及び選手並びにスポーツ振興に尽力した指導者を表彰し、指導者及び競技者の競技力向上に対する意欲高揚を図ります。

② 小学生全国大会出場激励金交付事業

全国大会に出場する小学生に激励金を交付し、小学生の競技力向上に対する意欲高揚を図ります。

基本施策 4－6 体育・公園施設の充実

市民がより安心・安全に利用するためには、老朽化の著しい体育施設や公園施設の改修が急務となっているため、重大な支障が発生するおそれのあるものから年次的にかつ優先的に修繕します。

また、日々の点検確認を徹底して、指定管理者と協議しながら、適正な施設管理に努めます。

【主な取組】

① 体育施設管理運営事業

体育施設の適切な管理運営を行い、施設利用をさらに促進し、様々な種目の競技者や愛好者人口の拡大により、市民総スポーツ運動を推進し、市民の健康・体力づくりを図ります。

② 公園施設管理運営事業

指定管理者との連携を強化しながら、公園施設管理の適正な運営を図ります。

基本施策 4－9 スポーツ施設等の充実

「後期基本施策のポイント」

体育館の耐震化の推進に努めるなど、安全・快適にスポーツ施設等を利用できるよう、スポーツ環境の整備を図ります。

多くの体育施設が設置から30年以上経過し、老朽化が進んでいます。施設の整備については、障がい者や高齢者に配慮し、老朽化した施設・設備の計画的な整備が必要です。

また、一方では、長期的な視野から更新、統廃合、長寿命化を図ることが求められており、老朽化した施設の整備や体育館の耐震化について、米子市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、計画的に実施する必要があります。

市民が安全・快適に体育施設及び公園施設を利用できるように、バリアフリーに配慮した施設の整備や機能維持のために必要な改修等を行うとともに、きめ細かな管理運営を行うなど、体育施設、運動公園施設、及び体育施設に隣接する都市公園施設の充実に努め、スポーツ環境の整備を図るとともに市民に憩いの場を提供します。

【主な取組】

① 体育施設管理運営事業

体育施設の整備や機能維持のために必要な改修等を行うなど施設の利便性の向上に努め、スポーツ環境の整備を図ります。

② 公園施設管理運営事業

運動公園施設等の整備や機能維持のために必要な改修等を行うなど施設の良い環境づくりに努め、市民に憩いの場を提供します。